

K-16-064  
平成28年7月5日

都道府県本部長 各位  
代議員 各位  
支部・団体 各位

公益社団法人 日本空手協会  
会長 草原克豪  
(公印省令)

### 協会運営の基本方針について

すでにお伝えしたように、千葉地裁は、大坂氏が招集した7月2日の「社員総会」開催禁止の仮処分決定を下しました。これにより、協会にあたかも二人の会長、二つの理事会が存在するかのような異常な事態だけは回避できました。

しかし問題はこれからどうするかです。私はこれ以上不毛な争いを続けたくはありません。協会にはそのようなことをしている余裕はないのです。このまま内部抗争を続けていくと総理大臣杯や文部科学大臣は取り消されてしまいます。公益認定も危うくなります。それは日本空手協会の自滅に繋がります。

新しい理事会が発足した今日、執行部としてはこの機会を逃すことなく、協会の正常化のために誠心誠意取り組んでいきます。会員の皆様にはこの厳しい事態をご理解いただき、今後ともご支援ご協力を賜るようお願い申し上げます。

協会の立て直しに向けた第一歩として、私たちは当面の運営方針を明確にすることにしました。本日の理事会において承認されましたので、取り急ぎその概要をお知らせいたします。重要なことは何よりも、**排除ではなく融和の精神で協会組織の大同団結を図り、社会的信頼を回復すること**です。

### 日本空手協会の目的

はじめに協会の目的を再確認することが大事です。それは定款に定められておりますが、まとめると、

- (1) 空手道の研究・指導によって、技量の向上と自己鍛錬の普及を図り、
  - (2) もって国民の体位の向上と健全なスポーツ精神の涵養に寄与するとともに、
  - (3) 礼節を重んじる日本武道の精神を国際的に広めることによって、世界平和に貢献する。
- というものです。これはすべての会員が共有しなければならない重要な目的です。

## 協会運営の基本方針

ではそのために、当面どのような基本方針に沿って協会を運営していくのか。この点について私たちは以下の5点を重視してまいります。

- (1) 社会的信頼の回復（スポーツ庁・内閣府公益認定等委員会等）
- (2) 組織の大同団結（和と寛容の精神）
- (3) 理事会の健全化（多様な意見に基づく合意形成）
- (4) 指導員の結束と指導力の強化
- (5) 会員重視の協会を目指す（情報の共有と対話）

## 当面の目標

上記の基本方針に沿って、私たちは当面、次のような具体的な目標を掲げることにしました。

- (1) 理事会の運営の改善（丁寧な説明、合意形成プロセスの重視）
- (2) 指導員が指導・稽古に専念できる環境づくりと技量の向上
- (3) 理事会と師範会・指導員との連携強化
- (4) 有志の会との対話と融和
- (5) 代議員選挙に関する規定等の整備（定款改正を含む）
- (6) 会員サービス向上策の検討
- (7) 都道府県本部との連携強化
- (8) 全空連はじめ諸団体との連携交流の強化

## 具体的な取組

以上の目標を達成するために、執行部としてはさまざまな取組を着実に進めてまいります。それらについては、今後随時、進展状況を皆様にお伝えしてまいります。会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上。